

「資料 3」別 紙

- 【別紙 1】大日本帝国憲法（抄）・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2 頁
- 【別紙 2】（旧）皇室典範、同増補（明治 40 年）・・・・・・・・・・ 4 頁
- 【別紙 3】皇位継承資格を男系男子に限るとした理由・・・・・・・・ 9 頁
- 【別紙 4】女性の皇位継承を可能としてはどうか
とする当時の議論・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 12 頁
- 【別紙 5】皇室典範制定過程における皇位継承資格の変遷・・ 14 頁
- 【別紙 6】皇族の範囲関係・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 16 頁

大日本帝国憲法(明治二十二年二月十一日) (抄)

第一章 天皇

第一条 大日本帝国ハ万世一系ノ天皇之ヲ統治ス

第二条 皇位ハ皇室典範ノ定ムル所ニ依リ皇男子孫之ヲ繼承ス

第三条 天皇ハ神聖ニシテ侵スヘカラス

第四条 天皇ハ国ノ元首ニシテ統治権ヲ総攬シ此ノ憲法ノ条規ニ依リ之ヲ行フ

第五条 天皇ハ帝国議會ノ協賛ヲ以テ立法権ヲ行フ

第六条 天皇ハ法律ヲ裁可シ其ノ公布及執行ヲ命ス

第七条 天皇ハ帝国議會ヲ召集シ其ノ開会閉会停会及衆議院ノ解散ヲ命ス

第八条 天皇ハ公共ノ安全ヲ保持シ又ハ其ノ災厄ヲ避クル為緊急ノ必要ニ由リ帝国議會閉会ノ場合ニ於テ法律ニ代ルヘキ勅令ヲ発ス
此ノ勅令ハ次ノ会期ニ於テ帝国議會ニ提出スヘシ若議會ニ於テ承諾セサルトキハ政府ハ将来ニ向テ其ノ効力ヲ失フコトヲ公布スヘシ

第九条 天皇ハ法律ヲ執行スル為ニ又ハ公共ノ安寧秩序ヲ保持シ及臣民ノ幸福ヲ増進スル為ニ必要ナル命令ヲ発シ又ハ発セシム但シ命令ヲ以テ法律ヲ変更スルコトヲ得ス

第十条 天皇ハ行政各部ノ官制及文武官ノ俸給ヲ定メ及文武官ヲ任免ス但シ此ノ憲法又ハ他ノ法律ニ特例ヲ掲ケタルモノハ各々其ノ条項ニ依ル

第十一条 天皇ハ陸海軍ヲ統帥ス

第十二条 天皇ハ陸海軍ノ編制及常備兵額ヲ定ム

第十三条 天皇ハ戦ヲ宣シ和ヲ講シ及諸般ノ条約ヲ締結ス

第十四条 天皇ハ戒嚴ヲ宣告ス
戒嚴ノ要件及効力ハ法律ヲ以テ之ヲ定ム

第十五条 天皇ハ爵位勲章及其ノ他ノ栄典ヲ授与ス

第十六条 天皇ハ大赦特赦減刑及復権ヲ命ス

第十七条 摂政ヲ置クハ皇室典範ノ定ムル所ニ依ル
摂政ハ天皇ノ名ニ於テ大権ヲ行フ

○ 新字体に統一した。

① (旧) 皇室典範(明治二十二年二月十一日)

第一章 皇位継承

- 第一条 大日本国皇位ハ祖宗ノ皇統ニシテ男系ノ男子之ヲ継承ス
第二条 皇位ハ皇長子ニ伝フ
第三条 皇長子在ラサルトキハ皇長孫ニ伝フ皇長子及其ノ子孫皆在ラサルトキハ皇次子及其ノ子孫ニ伝フ以下皆之ニ例ス
第四条 皇子孫ノ皇位ヲ継承スルハ嫡出ヲ先ニス皇庶子孫ノ皇位ヲ継承スルハ皇嫡子孫皆在ラサルトキニ限ル
第五条 皇子孫皆在ラサルトキハ皇兄弟及其ノ子孫ニ伝フ
第六条 皇兄弟及其ノ子孫皆在ラサルトキハ皇伯叔父及其ノ子孫ニ伝フ
第七条 皇伯叔父及其ノ子孫皆在ラサルトキハ其ノ以上ニ於テ最近親ノ皇族ニ伝フ
第八条 皇兄弟以上ハ同等内ニ於テ嫡ヲ先ニシ庶ヲ後ニシ長ヲ先ニシ幼ヲ後ニス
第九条 皇嗣精神若ハ身体ノ不治ノ重患アリ又ハ重大ノ事故アルトキハ皇族会議及枢密顧問ニ諮詢シ前数条ニ依リ継承ノ順序ヲ換フルコトヲ得

第二章 踐祚即位

- 第十条 天皇崩スルトキハ皇嗣即チ踐祚シ祖宗ノ神器ヲ承ク
第十一条 即位ノ礼及大嘗祭ハ京都ニ於テ之ヲ行フ
第十二条 踐祚ノ後元号ヲ建テ一世ノ間ニ再ヒ改メサルコト明治元年ノ定制ニ従フ

第三章 成年立后立太子

- 第十三条 天皇及皇太子皇太孫ハ滿十八年ヲ以テ成年トス
第十四条 前条ノ外ノ皇族ハ滿二十年ヲ以テ成年トス
第十五条 儲嗣タル皇子ヲ皇太子トス皇太子在ラサルトキハ儲嗣タル皇孫ヲ皇太孫トス
第十六条 皇后皇太子皇太孫ヲ立ツルトキハ詔書ヲ以テ之ヲ公布ス

第四章 敬称

第十七条 天皇太皇太后皇太后皇后ノ敬称ハ陛下トス

第十八条 皇太子皇太子妃皇太孫皇太孫妃親王親王妃内親王王王妃女王ノ敬称ハ殿下トス

第五章 摂政

第十九条 天皇未タ成年ニ達セサルトキハ摂政ヲ置ク

天皇久キニ亘ルノ故障ニ由リ大政ヲ親ラスルコト能ハサルトキハ皇族会議及枢密顧問ノ議ヲ経テ摂政ヲ置ク

第二十条 摂政ハ成年ニ達シタル皇太子又ハ皇太孫之二任ス

第二十一条 皇太子皇太孫在ラサルカ又ハ未タ成年ニ達セサルトキハ左ノ順序ニ依リ摂政ニ任ス

第一 親王及王

第二 皇后

第三 皇太后

第四 太皇太后

第五 内親王及女王

第二十二条 皇族男子ノ摂政ニ任スルハ皇位継承ノ順序ニ従フ其ノ女子ニ於ケルモ亦之ニ準ス

第二十三条 皇族女子ノ摂政ニ任スルハ其ノ配偶アラサル者ニ限ル

第二十四条 最近親ノ皇族未タ成年ニ達セサルカ又ハ其ノ他ノ事故ニ由リ他ノ皇族摂政ニ任シタルトキハ後來最近親ノ皇族成年ニ達シ又ハ其ノ事故既ニ除クト雖皇太子及皇太孫ニ対スルノ外其ノ任ヲ譲ルコトナシ

第二十五条 摂政又ハ摂政タルヘキ者精神若ハ身体ノ重患アリ又ハ重大ノ事故アルトキハ皇族会議及枢密顧問ノ議ヲ経テ其ノ順序ヲ換フルコトヲ得

第六章 太傅

第二十六条 天皇未タ成年ニ達セサルトキハ太傅ヲ置キ保育ヲ掌ラシム

第二十七条 先帝遺命ヲ以テ太傅ヲ任セサリシトキハ摂政ヨリ皇族会議及枢密顧問ニ諮詢シ之ヲ選任ス

第二十八条 太傅ハ摂政及其ノ子孫之二任スルコトヲ得ス

第二十九条 摂政ハ皇族会議及枢密顧問ニ諮詢シタル後ニ非サレハ太傅ヲ退職セシムルコトヲ得ス

第七章 皇族

- 第三十条 皇族ト称フルハ太皇太后皇太后皇后皇太子皇太子妃皇太孫皇太孫妃親王親王妃内親王王王妃女王ヲ謂フ
- 第三十一条 皇子ヨリ皇玄孫ニ至ルマテハ男ヲ親王女ヲ内親王トシ五世以下ハ男ヲ王女ヲ女王トス
- 第三十二条 天皇支系ヨリ入テ大統ヲ承クルトキハ皇兄弟姉妹ノ王女王タル者ニ特ニ親王内親王ノ号ヲ宣賜ス
- 第三十三条 皇族ノ誕生命名婚嫁薨去ハ宮内大臣之ヲ公告ス
- 第三十四条 皇統譜及前条ニ関ル記録ハ図書寮ニ於テ尚蔵ス
- 第三十五条 皇族ハ天皇之ヲ監督ス
- 第三十六条 摂政在任ノ時ハ前条ノ事ヲ摂行ス
- 第三十七条 皇族男女幼年ニシテ父ナキ者ハ宮内ノ官僚ニ命シ保育ヲ掌ラシム事宜ニ依リ天皇ハ其ノ父母ノ選挙セル後見人ヲ認可シ又ハ之ヲ勅選スヘシ
- 第三十八条 皇族ノ後見人ハ成年以上ノ皇族ニ限ル
- 第三十九条 皇族ノ婚嫁ハ同族又ハ勅旨ニ由リ特ニ認許セラレタル華族ニ限ル
- 第四十条 皇族ノ婚嫁ハ勅許ニ由ル
- 第四十一条 皇族ノ婚嫁ヲ許可スルノ勅書ハ宮内大臣之ニ副署ス
- 第四十二条 皇族ハ養子ヲ為スコトヲ得ス
- 第四十三条 皇族国疆ノ外ニ旅行セムトスルトキハ勅許ヲ請フヘシ
- 第四十四条 皇族女子ノ臣籍ニ嫁シタル者ハ皇族ノ列ニ在ラス但シ特旨ニ依リ仍内親王女王ノ称ヲ有セシムルコトアルヘシ

第八章 世伝御料

- 第四十五条 土地物件ノ世伝御料ト定メタルモノハ分割譲与スルコトヲ得ス
- 第四十六条 世伝御料ニ編入スル土地物件ハ枢密顧問ニ諮詢シ勅書ヲ以テ之ヲ定メ宮内大臣之ヲ公告ス

第九章 皇室経費

- 第四十七条 皇室諸般ノ経費ハ特ニ常額ヲ定メ国库ヨリ支出セシム
- 第四十八条 皇室経費ノ予算決算検査及其ノ他ノ規則ハ皇室会計法ノ定ムル所ニ依ル

第十章 皇族訴訟及懲戒

- 第四十九条 皇族相互ノ民事ノ訴訟ハ勅旨ニ依リ宮内省ニ於テ裁判員ヲ命シ裁判セシメ勅裁ヲ經テ之ヲ執行ス
- 第五十条 人民ヨリ皇族ニ対スル民事ノ訴訟ハ東京控訴院ニ於テ之ヲ裁判ス但シ皇族ハ代人ヲ以テ訴訟ニ当ラシメ自ラ訟廷ニ出ルヲ要セス
- 第五十一条 皇族ハ勅許ヲ得ルニ非サレハ勾引シ又ハ裁判所ニ召喚スルコトヲ得ス
- 第五十二条 皇族其ノ品位ヲ辱ムルノ所行アリ又ハ皇室ニ対シ忠順ヲ欠クトキハ勅旨ヲ以テ之ヲ懲戒シ其ノ重キ者ハ皇族特権ノ一部又ハ全部ヲ停止シ若ハ剥奪スヘシ
- 第五十三条 皇族蕩産ノ所行アルトキハ勅旨ヲ以テ治産ノ禁ヲ宣告シ其ノ管財者ヲ任スヘシ
- 第五十四条 前二条ハ皇族會議ニ諮詢シタル後之ヲ勅裁ス

第十一章 皇族會議

- 第五十五条 皇族會議ハ成年以上ノ皇族男子ヲ以テ組織シ内大臣枢密院議長宮内大臣司法大臣大審院長ヲ以テ参列セシム
- 第五十六条 天皇ハ皇族會議ニ親臨シ又ハ皇族中ノ一員ニ命シテ議長タラシム

第十二章 補則

- 第五十七条 現在ノ皇族五世以下親王ノ号ヲ宣賜シタル者ハ旧ニ依ル
- 第五十八条 皇位繼承ノ順序ハ總テ実系ニ依ル現在皇養子皇猶子又ハ他ノ繼嗣タルノ故ヲ以テ之ヲ混スルコトナシ
- 第五十九条 親王内親王王女王ノ品位ハ之ヲ廢ス
- 第六十条 親王ノ家格及其ノ他此ノ典範ニ抵触スル例規ハ總テ之ヲ廢ス
- 第六十一条 皇族ノ財産歳費及諸規則ハ別ニ之ヲ定ムヘシ
- 第六十二条 将来此ノ典範ノ条項ヲ改正シ又ハ増補スヘキノ必要アルニ當テハ皇族會議及枢密顧問ニ諮詢シテ之ヲ勅定スヘシ

② 皇室典範増補(明治四十年二月十一日)

第一条 王ハ勅旨又ハ情願ニ依リ家名ヲ賜ヒ華族ニ列セシムルコトアルヘシ

第二条 王ハ勅許ニ依リ華族ノ家督相続人トナリ又ハ家督相続ノ目的ヲ以テ華族ノ養子トナルコトヲ得

第三条 前二条ニ依リ臣籍ニ入りタル者ノ妻直系卑屬及其ノ妻ハ其ノ家ニ入ル但シ他ノ皇族ニ嫁シタル女子及其ノ直系卑屬ハ此ノ限ニ在ラス

第四条 特權ヲ剥奪セラレタル皇族ハ勅旨ニ由リ臣籍ニ降スコトアルヘシ
前項ニ依リ臣籍ニ降サレタル者ノ妻ハ其ノ家ニ入ル

第五条 第一条第二条第四条ノ場合ニ於テハ皇族會議及枢密顧問ノ諮詢ヲ經ヘシ

第六条 皇族ノ臣籍ニ入りタル者ハ皇族ニ復スルコトヲ得ス

第七条 皇族ノ身位其ノ他ノ權義ニ関スル規程ハ此ノ典範ニ定メタルモノノ外別ニ之ヲ定ム
皇族ト人民トニ涉ル事項ニシテ各々適用スヘキ法規ヲ異ニスルトキハ前項ノ規程ニ依ル

第八条 法律命令中皇族ニ適用スヘキモノトシタル規定ハ此ノ典範又ハ之ニ基ツキ発スル規則ニ別段ノ条規ナキトキニ限り之ヲ適用ス

○新字体に統一した。

皇位継承資格を男系男子に限るとした理由

◎ 男性尊重の国民感情、社会慣習があること

「我国の現状、男を以て尊しとなし、之を女子の上に位せり。今皇婿を立て、憲法上女帝を第一尊位に置くも、通国の人情は制度を以て之を一朝に變ずる能はざる者なるが故に、女帝の上に一の尊位を占める人あるが如き想を為すは、日本人の得て免るゝ能はざる所なるべし。豈皇帝の尊嚴を損ずることなきを得んや。」
(島田三郎) 嚶鳴社「女帝を立てるの可否」

「我日本現今の社会に於ては、夫婦孰れをか尊しとす。夫に柔順なるを妻の美德となすは、何の為めぞや。蓋し夫を第一流とし、妻を第二流に置くが故なり。上下尊卑の別焉に存す。人情既に斯くの如し。然るに女帝を立てるとせん歟、全国の人皆将きに言はんとす、我陛下は至貴至尊なり、然れども此至貴至尊の御身にして猶皇婿に柔順ならざるべからずと。是れ余輩が其尊嚴に害ありとなす所以なり。苟しくも陛下にして第二流に在るが如き感情を全国人民に懐かしむるは、実に勿体なき御事と申すべし。」(沼間守一) 嚶鳴社「女帝を立てるの可否」

「皇婿を出して女帝に配侍せしむるに於て、人民は女帝の上に別に貴者あるが如き思を為すを免るゝ能はず。是れ予が威嚴に害ありと云ふ所以なり。」(島田三郎) 嚶鳴社「女帝を立てるの可否」

「男を尚び女を次にするは、現に我国人の脳髓を支配するの思想にして、血統は男統に存すと思惟するも亦我国人の慣性に固着せり。故に此等の点より考ふるも亦女帝を立てるの不可なるを知る。」(益田克徳) 嚶鳴社「女帝を立てるの可否」

「我國民の多数は子を以て夫婦孰れの血統に属すると認むるや。彼の俚言に、腹は一時の借りものときゑ言ふにあらずや。若し然らば人臣にして女帝に配偶し参らせ、皇太子を挙げ給ふ事ありとも、天下の人心は皇統一系、万邦無比の皇太子と見奉るべき歟。余は畏る、人心(注)の血統、皇家に混ざるの疑惑を來たし、為めに其尊嚴を害するなきやを。」(沼間守一) 嚶鳴社「女帝を立てるの可否」

(注) (人臣の誤りか。)

「我国風、其長たり次たるの順次に拘らず、男子に相続せしむるにあらずや。是れ独り我国のみ然るにあらず、又民間のみ然るにあらず、立憲君制の諸国と雖も、此の如きなり。王家と雖、亦此の如きなり。然らば則ち男女に區別なしと云ふ可らず、男女に階級なしと云ふ可らず。」(沼間守一) 嚶鳴社「女帝を立てるの可否」

◎ 女性天皇は、我が国の歴史・伝統に沿わないこと

「是れ時を^{まち}躓て位を太子に伝ふるの意、其即位の初めに定まるなれば、大位に登り玉ふと云ふと雖も、其実は甚だ摂位に類せり。」(島田三郎) 嚶鳴社「女帝を立てるの可否」

「女帝を立てるの慣習我国にありて之を不可なりと云ふは、是^{これ}古代の所^{いわゆる}謂女帝と現時立憲国に行はる女帝在位とは、名を同ふして実を異にする者たるを知らざるなり。」(島田三郎) 嚶鳴社「女帝を立てるの可否」

「古来我国の女帝は登極の後、独処して至尊の位を占め玉ひしが故に、其威徳を損ずることあるなし。然りと雖、是れ道理人情に適する制度にあらずして、之を今日に行ふ可らず。」(島田三郎) 嚶鳴社「女帝を立てるの可否」

「我國ノ女帝ニ皇夫ヲ迎へ其皇夫ハ一タヒ臣籍ニ入り譬へハ源ノ某ト称フル人ナランニ起草第十三条ニ依ル 其皇夫ト女帝トノ間ニ皇子アラハ即チ正統ノ皇太子トシテ御位ヲ継キ玉フヘシ起草第七条ニ依ル 然ルニ此ノ皇太子ハ女系ノ血統コソオハシマセ氏ハ全ク源姓ニシテ源家ノ御方ナルコト即チ我カ国ノ慣習ニ於テモ又欧羅巴ノ風俗ニテモ同一ナルコトナリ但シ欧羅巴ナラハ源姓ト称ヘナカラ源姓ノ人モ女系ノ縁ニテ皇位ヲ嗣クコト当然ナリト明ラムルナリ欧羅巴ノ女系ノ説ヲ採用シテ我カ典憲トセントナラハ序テニ姓ヲ易フルコトヲモ採用アルヘキカ最モ恐キコトニ思ハルハナリ」(井上毅)「謹具意見」

◎ 政治的権能との関係で問題があること

「夫の皇婿は政治上の人にあらず、而して暗に女帝の力を借りて政治に干渉す。是れ予が弊害ありと云ふ所以なり。何を以て之を言ふ、権力を得んと欲するは人の情なり。而して此情、男子は女子より^{さかん}熾なり。」(島田三郎) 嚶鳴社「女帝を立てるの可否」

「憲法既に皇帝を政治の最上位に置く。是れ皇婿、陽に女帝の意なりと云ふて、陰に其実力を政治上に施さば、憲法之を^{いかん}如何ともする能はざるべきなり。一憲法あらば百患跡を絶つと思考せるは、余りに事情に迂なるの論とや云はん。」(島田三郎) 嚶鳴社「女帝を立てるの可否」

女性の皇位継承を可能としてはどうかとする当時の議論

◎ 男性尊重の国民感情、社会慣習があるとしても、男性尊重の考え方は一般国民間のことであり、皇室は別であること

「如何にも我邦に於ては、女より男を尊ぶの慣習なきに非らざれども、亦皇帝を指して所謂^{いわゆ}雲上の人と見做し、普通一般の人よりは格外に置くの慣習あることは、本論者及び賛成論者と雖ども、決して否とは言はざるべし。」(波田野伝三郎) 嚶鳴社「女帝を立るの可否」

「論者は唯^{ただ}民間に於て女子を賤むの慣習あるを知りて、帝位に登らるゝ御方は、其男女を問はず、同様に之を尊崇するの慣習あるを知らずして、頻りに女帝を立つべからざることを主唱す。」(波田野伝三郎) 嚶鳴社「女帝を立るの可否」

◎ 男性を女性よりも尊重する旧慣はとるべきではないこと

「論者は、男子を尊ぶは日本先祖以来の旧慣也、旧慣なれば廃す可からずと云ふ。是れ亦存す可き旧慣と、廃すべき旧慣との別を為さざる論者なり。」(肥塚竜) 嚶鳴社「女帝を立るの可否」

「臣下にして至尊の配侍となるも、決して其尊嚴を減ずるの理由あらざるなり。又男女の間に区別を立て、臣下の男子が^{ちかつ}近ければ、其尊嚴を減じ、女子は近くも其尊嚴を損ぜずとするの理由は決てあるべからず。」(草間時福) 嚶鳴社「女帝を立るの可否」

◎ 歴史上も女性天皇の例があること

「唯配偶の君を置かざるの一事に就てのみ、外国の女帝と異なる所ある者にして、女帝を立つるの我邦古来の慣習たることは、本論者と雖ども決して否とは謂はざるべし。既に此慣習あるにも拘はらず、向後^{こうご}女帝を立てざることとせば、唯に古来の典例を破るのみならず、又以て大に人心を^{そこな}傷ふの恐れなしとせず。」(青木匡) 嚶鳴社「女帝を立るの可否」

「日本には男子を尊ぶの風習あると同時に、女帝を立つるの風習もあればなり。」(肥塚竜) 嚶鳴社「女帝を立るの可否」

◎ 政治的権能との関係で問題がないこと

「独裁政府ならばいざ知らず、立憲国の君主は万機親裁あらせらるゝと云ふ者の、
其実内閣大臣ありて、皇の肱股となり、耳目となり、万機の政事は顧問を経し上
ならでは、之を実行せらるゝ者にあらず。左れば良し論者に一步を譲り、皇婿は
只弊害のみある者とするも、其皇婿一人を以て、内閣の意見を左右し得る者にあ
らず。」（肥塚竜）嚶鳴社「女帝を立てるの可否」

「発論者も憲法上女帝を立てても、其皇婿は毫も政治に干渉するを許さざる^{これ}個条を
掲ぐるには同意ならん。此憲法あるに拘らず、此婿が干渉する患あれば、是憲法
ありて憲法なきの憂なり。」（草間時福）嚶鳴社「女帝を立てるの可否」

「皇婿たる者は決して政事に干渉すべからざることは、之を憲法に明記せば、女
帝を立てるも、本論者が言ふ如き憂を引起さざるなり。」（青木匡）嚶鳴社「女帝
を立てるの可否」

「女帝陛下にては国事に耐へさせ玉は^{もつとも}ざる^{ただ}ことあるを恐るゝも尤なりと雖、今
より後、国会起り国憲立つに至ては、唯皇統を保続するの一点を重ぜざる可らざ
るなり。故に女帝を立てるも更に氣遣ふことなかるべし。」（丸山名政）嚶鳴社「女
帝を立てるの可否」

◎ 男統が途絶えた場合、女統を可能にしないと皇統が途絶えるおそれがあること

「万一女帝を立てざるが為めに、皇統の絶なんとするあらば如何、此一言以つて
其論の立ざるを証すべし。」（肥塚竜）嚶鳴社「女帝を立てるの可否」

◎ 欧州には女王の例があること

「英王ヘンリー八世には三子あり、第一マリー、第二エリザベス、第三エドワル
ド是なり。年齢順序を以つて云はゞエドワード六世は末子なれども、即位の順序
は此三人の中第一に即位せられたり。是英国には男女孰れを尊しと云はゞ男子を
尊とすれども、女帝は決して立てずと云ふ、彼の「サリツクロー」（男子のみを
相統せしむるの法）なるものを用ひざるが故なり。我日本の如きも又然り。」（肥
塚竜）嚶鳴社「女帝を立てるの可否」

（出典）

- ・「女帝を立てるの可否」は、加藤周一外編・遠山茂樹校注『日本近代思想大系 2 天皇と華族』（岩波書店、昭和63（1988）年）による。

皇室典範制定過程における皇位継承資格の変遷

1. 日本国憲按

(1) 明治9年案：女性も皇位を継承できるとする案。

第二章 帝位継承

第一条 現今統御スル皇帝ノ子孫タル可キ者ヲ以テ帝位継承ノ正統ノ裔トシテ帝位ヲ世伝ス

第二条 継承ノ順序ハ嫡長入嗣ノ正序ニ循フ可シ尊系ハ卑系ニ先チ同系ニ於テハ親ハ疎ニ先チ同族ニ於テハ男ハ女ニ先チ同類ニ於テハ長ハ少ニ先ツ

第三条 (略)

第四条 女主入テ嗣クトキハ其夫ハ決シテ帝国ノ政治ニ干与スル事無カル可シ

(2) 明治11年案：女性は皇位を継承できないとする案。

第二章 帝位継承

第一条 現今統御スル皇帝ノ子孫ヲ以テ帝位継承ノ正統ノ裔トシテ帝位ヲ世伝ス

第二条 継承ノ順序ハ嫡長及入嗣ノ正序ニ由リテ太子若クハ其男統ノ裔入テ嗣ク太子男統ノ裔欠クル時ハ太子ノ弟若クハ太子ノ兄弟ノ男統ノ裔ニ伝フ嫡出男統ノ裔欠クル時ハ庶出ノ子長幼ノ序ニ由テ入テ嗣ク

(3) 明治13年案：女統による皇位継承もできるとする案。

第二章 帝位継承

第一条 今上皇帝ノ子孫ヲ帝位継承ノ正統トス

第二条 帝位ヲ継承スル者ハ嫡長ヲ以テ正トス如シ太子在ラサルトキハ太子男統ノ裔嗣ク太子男統ノ裔在ラサルトキハ太子ノ弟若クハ其男統ノ裔嗣ク嫡出男統ノ裔渾テ在ラサルトキハ庶出ノ子及其男統ノ裔親疎ノ序ニ由リ入テ嗣ク

第三条 上ノ定ムル所ニ依リ而シテ猶未タ帝位ヲ継承スル者ヲ得サルトキハ皇族親疎ノ序ニ由リ入テ大位ヲ嗣ク若シ止ム事ヲ得サルトキハ女統入テ嗣ク事ヲ得

2. 皇室制規：女性・女系による皇位継承もできるとする案。

皇位継承ノ事

第一 皇位ハ男系ヲ以テ継承スルモノトス若シ皇族中男系絶ユルト
キハ皇族中女系ヲ以テ継承ス男女系各嫡ヲ先キニシ庶ヲ後ニ
シ嫡庶各長幼ノ序ニ従フヘシ

第二～第五 (略)

第六 皇族中男系尽ク絶ユルトキハ皇女ニ伝ヘ皇女ナキトキハ皇族
中他ノ女系ニ伝フル事第三第四第五條ノ例ニ拠ルヘシ

第七 皇女若クハ皇統ノ女系ニシテ皇位継承ノトキハ其皇子ニ伝ヘ
若シ皇子ナキハ其皇女ニ伝フ皇女ナキトキハ皇族中他ノ女系
ニ伝フル事第三第四第五ノ例ニ拠ルヘシ

第八～第十 (略)

丁年及結婚ノ事

第十一～第十二 (略)

第十三 女帝ノ夫ハ皇胤ニシテ臣藉^(マ)ニ入りタル者ノ内皇統ニ近キ者
ヲ迎フヘシ

3. 帝室典則以降の草案：女性は皇位を継承できないとする案。

4. 皇室典範：女性は皇位を継承できない。

第一章 皇位継承

第一条 大日本国皇位ハ祖宗ノ皇統ニシテ男系ノ男子之ヲ継承ス

- ・ 新字体に統一した。

(出典)

- ・ 「日本国憲按」は、宮内庁書陵部所蔵『国憲草案始末』による。
- ・ 「皇室制規」は、宮内庁書陵部所蔵『秘書類纂』による。
- ・ 下線は、資料作成者が付した。

皇族の範囲関係

1. 宮内庁『明治天皇紀』（吉川弘文館、昭和47（1972）年）

（抜粋箇所：明治21年5月25日、第7-74～75頁）

「…一日典範第三十三条「皇子ヨリ皇玄孫ニ至ルマテハ生レナカラ男ハ親王女ハ内親王ト称フ五世以下ハ生レナカラ王女王ト称フ」の条を議す、内大臣公爵三条実美曰く、此の如くんば皇族は百世の後に至るも皇族たり、枝葉繁盛の極、或は支給豊かならず、却りて其の体面を汚すが如きことなきを保せず、桓武天皇以来の成例に由り、五世以下姓を賜ひて臣下に列するの余地を存するを可とすと、宮内大臣子爵土方久元等大に之れを賛す、井上毅原案を説明し、皇族賜姓の事は古制に存せざる所にして、継体天皇は六代の孫を以て大統を継ぎたまへり、若し一たび臣下に列せば、斯かる際を如何にすべきか、皇族の繁栄は国家のため却りて賀すべきにあらずやと言ひ、議論紛然、兩日（朔四・六日）に亘り、遂に多数を以て原案に決す、天皇終始之れを黙聴あらせたまひしが、数日の後久元を召して、前日の議は汝等の論ずる所正鵠を得たりと告げたまふ、明治四十年二月始めて皇室典範を増補し、賜姓臣下に列するの条を加へたまひしは、蓋し此の議に原づく」と云ふ、…」

2. 枢密院会議筆記・皇室典範議事筆記（国立公文書館所蔵、『枢密院会議議事録』（東京大学出版会、昭和59（1984）年）所収）

（抜粋箇所：明治21年6月4日午後、『枢密院会議議事録』69～72頁）

「六番三条 本条ノ文面ハ五世以下ハ王女王ト称フトアルニ抛レハ百世ノ後ニ至ルモ皇族ハ永世皇族ナルカ如シ皇統ノ御繁栄ハ固ヨリ願フ所ナリト雖トモ例令ヘハ百世ト云フトキハ皇統ヲ距ル既ニ遠シト云フヘシ而シテ皇族ノ数モ甚タ増加スヘキニ付或ハ帝室ヨリノ御支給充分ニ行届カスシテ却テ皇族ノ体面ニ関スルカ如キ事起ラサルヲ保セス故ニ或ハ但シ書キヲ以テスルモ可ナリ桓武天皇以来ノ成例ヲ存シ姓ヲ賜フテ臣下ニ列スルノ余地ヲ存シ置タシ…」

「番外井上 五世以下皇族ニアラストスレハ忽チ御先代ニ差支ヲ生スヘシ継体天皇ノ如キハ六代ノ孫ヲ以テ入テ大統ヲ継キ玉ヘリ不幸ニシテ皇統ノ微継体天皇ノ時ノ如キ事アラハ五世六世ハ申ス迄モナシ百世ノ御裔孫ニ至ル迄モ皇族ニテ在ハサン事ヲ希望セサルベカラス

又姓ヲ賜フテ臣籍ニ列スルノ事ハ太⁽⁷⁷⁾宝令ノ時ニハ未タ之ナシ太⁽⁷⁷⁾宝令ニ抛レハ五世以下ハ王ト称スルモ不在皇親ノ限トアリテ皇族ニアラスト云ハス姓ヲ賜フテ臣籍⁽⁷⁷⁾ニ列スルノ事ハ太⁽⁷⁷⁾宝令ニモ之ヲ載セス…大宝令ニハ姓ヲ賜フテ臣籍⁽⁷⁷⁾ニ列スル事ナク唯タ不在皇親之限トアルヲスラ文武天皇ハ遺憾ニ思召サレ…其承嫡者代々皇親トシ玉ヘルナリ但シ此制聖武天皇ノ時ニハ五世王嫡子已上娶孫王生男女者入皇親之限トナリ桓武天皇延暦十^(十七年か)年遂ニ令ノ制ニ復セリ又外国ノ例ヲ挙クレハ外国ニ於テハ凡テ王位継承ノ権アル者ヲ王族ト云フト解釈セリ妥当ノ解釈ナリト信ス…又宇多天皇ノ如キハ一タヒ姓ヲ賜ヒ臣籍⁽⁷⁷⁾ニ列シ玉ヒタル後再ヒ入テ踐祚シ玉ヘリ之レ既ニ歴史家ノ其不都合ヲ論シタル所ニシテ姓ヲ賜フテ臣籍⁽⁷⁷⁾ニ列スル事アレハ從テ臣下ニシテ皇位継承ノ権ヲ有スト云フカ如キ矛盾ヲ生セサルヲ保セス或ハ皇葉大ヒニ御繁栄マシマシテ御世帯向ニ困難ヲ来サスヤトノ懸念モ一応道理ナキニアラスト雖トモ事ノ大小輕重ヲ計ルニ果シテ此ノ如クニ皇葉ノ御繁栄マシマサハ是レ誠ニ喜フベキ事ニシテ継体天皇宇多天皇ノ御場合ノ如キハ大ニ不祥ノ事ト云ハサルヘカラス然ラハ仮令多少ノ支障ハアラントモ成ルベク皇族ノ区域ヲ拡張スル事誠ニ皇室将来ノ御利益ト云フヘシ」

- ・ 新字体に統一した。